

日野市 PPP/PFI 手法導入 優先的検討指針

令和6年3月
日 野 市

日野市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針

本市においては、これまで整備してきた公共施設等の多くが整備後30年以上を経過して老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎え、市の財政に大きな負担となることが懸念されている。

このため、「日野市公共施設等総合管理計画」(平成29年3月策定、令和5年3月改訂)では、厳しい財政状況が続く中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるため、公共施設等の整備等にあたっては、PPP/PFI 手法の導入を積極的に検討する必要性を示している。

また、国の「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等の整備等に PPP/PFI の導入促進を図るべく、人口20万人以上の地方公共団体においては、優先的検討規程を定め、これに従った運用を行うことが求められてきたところである。

そして、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和3年6月18日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が改定され、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体においても、優先的検討規程を定め、これに従った運用を行うことが求められているところである。

これを踏まえ、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討指針を次のように定める。

1 総則

(1)目的

本指針は、公共施設等の整備等にあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための必要な手続を定めることにより、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、市民に質の高いサービスをより効率的かつ効果的な手段で提供することを目的とする。

(2)定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

イ PPP(Public Private Partnership)

公共と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営等公共サービスの提供を行う手法をいう。

ウ PFI(Private Finance Initiative)

PPP の代表的な手法の一つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。

エ PPP/PFI 手法

PFI を含む PPP 手法全般をいう。

オ 公共施設等

PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。

カ 公共施設整備事業

PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。

キ 利用料金

PFI 法第2条第6項に規定する利用料金をいう。

ク 運営等

PFI 法第2条第6項に規定する運営等をいう。

ケ 公共施設等運営権

PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。

コ 整備等

建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

サ 優先的検討

本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

2 対象とする PPP/PFI 手法

本指針の対象とする主な PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとする。

(1)民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

ア PFI 法に基づく手法

(ア)公共施設等運営権(コンセッション)方式

利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う方式。

(イ)O 方式(運営等 Operate)

民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

イ その他の PPP 手法

(ア)指定管理者制度

公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。

(イ) 包括的民間委託

公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

ア PFI 法に基づく手法

(ア) BTO 方式(建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate)

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。

(イ) BOT 方式(建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer)

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。

(ウ) BOO 方式(建設 Build－所有 Own－運営等 Operate)

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。

(エ) RO 方式(改修 Rehabilitate－運営等 Operate)

既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。

イ その他の PPP 手法

(ア) DBO 方式(設計 Design－建設 Build－運営等 Operate)

民間事業者が公共施設等の設計・建設と、維持管理・運営等を一括して発注する方式。

(イ) ESCO(Energy－Service－Company)

民間事業者が施設・設備の改修や導入等、省エネルギー改修に係る設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを公共に提供する方式。

(ウ) 公募設置管理制度(Park-PFI)

都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置及び当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公園管理者が公募により選定する制度。

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

ア PFI 法に基づく手法

(ア) BT 方式(建設 Build－移転 Transfer)

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。

イ その他の PPP 手法

(ア) DB 方式(設計 Design－建設 Build)

民間事業者が公共施設等の設計・建設を一括して発注する方式。

(イ) 民間建設借上(リース)方式

民間事業者が建設した施設を公共が期間を定めて借り上げ、公共サービスを提供する方式。

(ウ)特定建築者制度等

市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式。

3 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設の集約化又は複合化等を検討する場合
- (3) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- (4) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

4 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業とする。ただし、次の事業費基準に満たない事業でも、PPP/PFI 手法の導入が適切な場合は、優先的検討を行うことができるものとする。
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(維持管理又は運営等を行うものに限る。)

(3)対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

5 適切な PPP/PFI 手法の選択

(1)採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度

「6 簡易な検討」及び「7 詳細な検討」の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式

「6 簡易な検討」を省略し、「7 詳細な検討」を実施

ウ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

「6 簡易な検討」を省略し、「7 詳細な検討」を実施

6 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書(別記様式)などにより、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

「5 適切な PPP/PFI 手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

ア 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

エ 調査に要する費用

オ 資金調達に要する費用

カ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、「(1)費用総額の比較による評価」にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

7 詳細な検討

市は、「6 簡易な検討」において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

8 評価結果の公表

市は、「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及びその理由について、当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない範囲において、適切な時期に市ホームページで公表するものとする。

9 優先的検討に係る庁内検討体制

事業担当課は優先的検討にあたり、必要に応じ、企画部公共施設総合管理担当と協議を行うものとする。

10 その他

本指針は、令和6年4月1日から適用する。

別記様式

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI手法)
整備等費用 (運営等を除く)		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

※各項目について、PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引(内閣府民間資金等活用事業推進室)で示される「簡易な検討の計算表」を用いて算定を行う。